第七条第一項中「百二十三円」を「百二十六円」に改め、同条第二項中「の人件費に相当する額として、前条第一項」を「として、前条」に、「、次の額とこの額を基礎として算定した場合における健康保険法、厚生年金保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により事業主が負担することとされる保険料に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とを合計した」を「次の」に改め、同項の表中「八王子市　府中市」を「八王子市」に、「三九二、五二四円」を「五〇二、六五七円」に、「三八二、六〇四円」を「四九〇、二四六円」に、「三七二、六八三円」を「四七七、八三四円」に、「三六六、〇七〇円」を「四六九、五六〇円」に、「三五二、八四三円」を「四五三、〇一一円」に、「三四二、九二三円」を「四四〇、五九九円」に、「三三三、〇〇二円」を「四二八、一八八円」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項の表」を「前項」に改め、同項の表中「二六、三八〇円」を「三〇、五三四円」に、「二三、三六〇円」を「二七、〇三九円」に、「二二、五四〇円」を「二六、〇九〇円」に、「一七、八〇〇円」を「二〇、六〇三円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「五千八百八十七円」を「五千八百九十五円」に、「千六十円」を「千五十六円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第七条の二第一項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、「同項及び同条第三項中」を削り、「同項中「前項」とあるのは「次条第一項において準用する第二項」と、同条第四項」を「同条第三項」に、「「第二項」を「「前項」に改め、同条第二項中「五千八百八十七円」を「五千八百九十五円」に改め、同条第三項中「から第四項までの規定及び」を「及び第三項の規定並びに」に改める。

第八条中「八百七十九円」を「九百四円」に改める。

第十四条中「八百七十九円」を「九百四円」に改める。

第十七条中「八百七十九円」を「九百四円」に改める。

別表一中「八王子市　府中市」を「八王子市」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

○厚生労働省令第六十四号

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第五十一条の二の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百六十五条の二の二中「状況」の下に「（法第四十一条第十項（法第四十二条の二第九項、法第四十六条第七項、法第四十八条第七項、法第五十一条の三第八項、法第五十三条第七項、法第五十四条の二第九項、法第五十八条第七項及び法第六十一条の三第八項において準用する場合を含む。）の規定により市町村から審査及び支払に関する事務の委託を受けている国民健康保険団体連合会又は国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人から厚生労働大臣に提出があった事項を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十六年七月十五日以降に提出される報告書について適用する。

告　示

○中央選挙管理会告示第八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十六年五月十四日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館内　総務省

日時　平成二十六年五月十四日　午前十時三十分

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、大分市役所又は大分地方法務局に照会すること。

平成二十六年五月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

大分県大分郡石城川村大字宮苑三百四十三番地の二

三ヶ尻サダヨ

○法務省告示第二百三十五号

大分市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年六月十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

○経済産業省告示第百十号

ソフトウエア等脆弱性関連情報取扱基準（平成十六年経済産業省告示第二百三十五号）の全部を次のように改正する。

平成二十六年五月十四日

経済産業大臣　茂木　敏充

ソフトウエア等脆弱性関連情報取扱基準

Ⅰ．主旨

本基準は、ソフトウエア等に係る脆弱性関連情報等の取扱いにおいて関係者に推奨する行為を定めることにより、脆弱性関連情報の適切な流通及び対策の促進を図り、コンピュータウイルス、コンピュータ不正アクセス等によって不特定多数の者に対して引き起こされる被害を予防し、もって高度情報通信ネットワークの安全性の確保に資することを目的とする。

Ⅱ．用語の定義

本基準で用いられる用語の定義は、以下のとおりとする。

1．脆弱性

ソフトウエア等において、コンピュータウイルス、コンピュータ不正アクセス等の攻撃によりその機能や性能を損なう原因となり得る安全性上の問題箇所。ウェブアプリケーションにあっては、ウェブサイト運営者がアクセス制御機能により保護すべき情報等に誰もがアクセスできるような、安全性が欠如している状態を含む。

2．脆弱性関連情報

脆弱性に関する情報であって、以下に掲げる類型のいずれかに該当するもの。

(1)　脆弱性情報

脆弱性の性質及び特徴を示す情報。

(2)　検証方法

脆弱性が存在することを調べる方法。

(3)　攻撃方法

脆弱性を悪用するプログラム、コマンド又はデータ及びそれらの使用方法。

3．対策方法

脆弱性によって生じる問題を解決又は回避するための方法であって、以下に掲げる類型のいずれかに該当するもの。

(1)　回避方法

脆弱性を修正することなく、それが原因となって生じる被害を回避するための方法。

(2)　修正方法

脆弱性を修正する方法。